

平成26年11月から

介護給付費等の請求方法に

インターネット回線が追加されます!!

インターネット請求の概要

介護サービス事業者から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については現在、伝送 (ISDN回線)、電子媒体 (FD・MO・CD-R) 及び紙請求となっています。しかし、伝送については、これまでISDN回線のみとしてきましたが、現在のインターネットを中心とした通信環境の状況を鑑み、平成26年11月からインターネット回線による請求が可能となりました。そこで、インターネット請求に関するQ&Aを作成したので参考にしてください。

Q1 インターネット請求とは? どのような請求ですか?

A1 介護保険の伝送請求についてはこれまでISDN回線のみでしたが、新たにインターネット回線を利用する電子請求です。インターネット請求においては、事業所が直接請求する方法と、代理人が事業所に代わって請求を行う代理請求があります。

代理請求とは

- ①事業所から請求事務を委任された代理請求事業所等が請求を行う場合
- ②複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
- ③複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
- ④介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で双方の請求をまとめて行う場合

インターネット請求に関する

Q&A

Q2 インターネット請求にすると何がかわりますか?

A2 ISDNより回線速度が上がるため、スムーズにデータの受け渡しを行うことができ、回線費用の軽減も図れます。しかし、新たに電子証明書発行手数料が必要となります。

Q3 インターネット請求はいつから開始ですか?

A3 平成26年11月から開始となります。「介護給付費等の請求及び受領に関する届」は平成26年8月から受付けます。

Q4 インターネット請求のスタートは平成26年11月1日からですが、11月1日から開始しないとダメですか?

A4 期限はありません。事業所の準備が整い次第、手続きしてください。開始直後は混雑することが予想されますので、様子を見て移行することをお勧めします。インターネット請求スタート直後は、登録数を制限させていただく場合がありますのでよろしくお願い致します。平成29年度末までの間は、ISDN回線による請求も引き続き可能となっています。

Q5 インターネット請求を考えていますが、どのような手続きが必要ですか?

A5 インターネット請求の流れ

- 1 請求ソフト会社に確認し、インターネット請求に対応した請求ソフトを入手しインストールしてください
- 2 連合会ホームページより「インターネット請求に伴う受領に関する届依頼書」を打ち出し本会宛に提出してください
- 3 連合会から事業所に「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を送付いたします

- 4 連合会に「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を記載し提出してください
- 5 連合会から「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領してください
- 6 介護電子請求受付システムにて電子証明書の発行依頼を行ってください
- 7 電子証明書発行完了通知メールを受信してください
- 8 介護電子請求受付システムにて電子証明書をダウンロードし、インストールしてください
- 9 インターネット請求が開始できます

Q6 従前の請求方法 (ISDN、媒体等) は使用できなくなりますか?

A6 電子媒体 (FD・MO・CD-R) による請求は引き続き可能です。ISDN回線での請求は、平成29年度末 (平成30年3月末) まで可能です。紙請求は平成29年度末までに国保連合会へ届出を行うことにより可能となりますが、届出がない場合は平成30年度以降、紙請求はできません。

伝送請求が免除の対象となる事業所

- 従事者の年齢が平成29年度末においていずれも65歳以上である介護サービス事業所等
- ※介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令案の概要参照

Q7 インターネット請求を行う場合、ソフトウェアは古いバージョンでも使用できますか?

A7 使用できません。対応したソフトウェアが必要になります。

Q8 セキュリティ対策はどのようにですか?

A8 情報漏洩、不正侵入等を防ぐため、SSL暗号化等の対策を施しています。

Q9 インターネット請求を開始する場合、どのような経費がかかりますか?

A9 請求ソフト、インターネット回線使用料のほかに、電子証明書 (有効期間3年) の発行手数料が必要となります。なお、発行手数料は介護給付費と相殺します。

■介護保険証明書…13,200円 ■介護・障害共通証明書…13,900円 ※代理人請求の場合は代理人へご確認ください。

Q10 インターネット請求に関する問合せはどこにすればよいですか?

A10 介護電子請求ヘルプデスクが、平成26年8月から開設されます。請求開始の手続きなどについては、ヘルプデスクへお問合せください。

■連絡先:03-3985-3277・050-3388-7065 ■FAX:03-3985-6643
■電子メール:mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp

8月以降、下記のアドレスから電子請求を開始するまでの準備作業を記載した資料『電子請求を始める前に』を入手出来ます。

■電子請求受付システムのアドレス…http://www.e-seikyuu.jp